

# コンプライアンス

## 基本的な考え方

ステークホルダーと良好な関係を築き、信頼され、必要とされる企業市民となることを目指しています。法令を遵守することは当然のこととして、経営方針「ステークホルダーへの責任」を果たすために企業倫理を実践します。

## 企業倫理推進活動と推進体制

JSRグループでは、コンプライアンス担当役員を委員長とする企業倫理委員会が中心となり、国内外のグループ各社が一体となった企業倫理活動の推進を図っています。「JSRグループ企業倫理要綱」の浸透、「企業倫理意識調査」による企業倫理上の課題の把握と改善、「企業倫理ホットライン」の設置と適切な運用などに取り組んでいます。

また、同委員会が、グループ全体の法令遵守への取り組みの推進も担っています。

## 企業倫理要綱と企業倫理意識調査

JSRグループでは、グローバル共通の行動規範を定めた「JSRグループ企業倫理要綱」を制定しています。これは、ステークホルダーへの責任を果たしながら企業活動を展開するために、各社の役員と従業員（社員、嘱託社員、契約社員、パート社員、派遣社員）の一人ひとりが遵守すべき行

動規範です。JSRグループでは、国内外グループ各社の役員・従業員を対象に企業倫理意識調査を毎年行うことで、行動規範の遵守状況などの企業倫理上の課題の把握と改善に努めています。

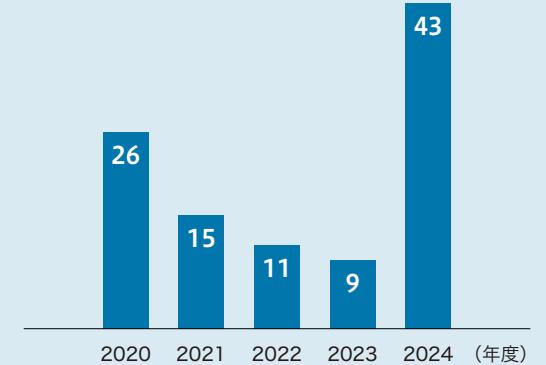
なお2024年に発覚した経営幹部による経費不正使用については、厳しい処分を含む是正措置を実行するとともに、再発防止策として経営幹部に対する経費申請・承認手続きの厳格化、および経費モニタリング体制の強化を図っています。

## 企業倫理ホットライン（内部通報制度）

JSRグループでは、「企業倫理ホットライン」として、当社やグループ企業各社の企業倫理委員会を窓口とする「社内ホットライン」、社外の弁護士や専門機関を窓口とする「社外ホットライン」、および当社グループとの取引のある企業・個人が利用できる「取引先ホットライン」の3種類を設置しています。

### JSRグループ ホットラインの利用状況（件数）

※2024年度からグローバルでの集計を実施



詳細は、サステナビリティサイトをご参照ください。

## 法令遵守への取り組み

JSRグループ各社は法令遵守の体制の基礎となる法令遵守規程を定めています。そのうえで、法令遵守を確実にするため、遵法状況の確認および改善を定期的に実施し、また、法務教育により法令内容の周知・啓発やコンプライアンス意識の浸透を図っています。

贈収賄防止、不正競争防止への取り組みについては、日本だけでなく米国や英国その他の関連法令を遵守するために必要な事項を定めた方針や規程を制定しています。そして、贈収賄防止についてはグローバルなイニシアティブに参画しています。

また税務については、各国・地域の税制を遵守することが企業の果たすべき重要な役割の一つであることを理解し、移転価格税制・タックスヘイブン対策税制含め、各国の法令に則った適正な納税に取り組んでいます。

上記以外にも、個人情報保護、生命倫理、公的研究費の管理・監査体制および研究活動における不正行為に対する取り組みや医療機関等との関係の透明性に関する情報公開など、多岐にわたる分野でコンプライアンス体制を整備しています。詳細はサステナビリティサイトにてご確認いただけます。